

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成 20 年 5 月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする趣旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成 22 年 7 月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成 29 年の臓器提供者数は 77 人となっている。

しかし、平成 30 年 5 月 31 日時点における臓器移植希望者数が、心臓で 684 人、肺で 325 人、肝臓で 313 人、腎臓で 11,931 人、膵臓で 206 人（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供者数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって狛江市議会は政府等に対し、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、臓器提供者数の拡大や臓器提供施設数の拡大など、臓器移植の環境整備を早急に進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）10 月 4 日

東京都狛江市議会

平成 30 年 10 月 4 日 原案可決

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
様